

# 西脇市・黒田庄町合併協議会

## 第7回会議資料

日時：平成16年5月26日（水） 午後1時30分～  
場所：西脇市生涯学習まちづくりセンター  
3F マナビータ・ホール

## 第7回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成16年5月26日(水)  
午後1時30分から  
ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター  
3F マナビータ・ホール

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### 報告事項

報告第22号 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を変更する  
協議書について

報告第23号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について

#### 協議事項

協議第32号 各種事業(電算システム事業)の取扱いについて

協議第33号 各種事業(交通関係事業)の取扱いについて

協議第34号 各種事業(保育事業)の取扱いについて

協議第35号 平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について

#### 事前提案事項

協議第36号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第37号 各種事業(商工・観光関係事業)の取扱いについて

協議第38号 各種事業(建設関係事業)の取扱い(その1)について

協議第39号 各種事業(上・下水道事業)の取扱い(その1)について

協議第40号 各種事業(社会福祉協議会)の取扱いについて

### 4 その他

協議会日程 第8回 6月30日(水) 黒田庄町中央公民館

第9回 7月29日(木) 西脇市生涯学習まちづくりセンター

### 5 閉会

# 報 告 事 項

報告第22号	西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を変更する協議書について	P 1 ~ P 2
報告第23号	新市まちづくり計画検討小委員会活動について	P 3 ~ P 5

報告第22号

西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を  
変更する協議書について

西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を変更する協  
議書を別紙のとおり締結したので報告する。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を  
変更する協議書

平成15年11月6日付けで締結した西脇市・黒田庄町合併協議会規約  
に関する協議の一部を次のように改正する。

別表第3中「藤原信子」を「田村慎悟」に改める。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、関係市町の長が  
記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年5月11日

西脇市郷瀬町 605番地  
西脇市  
西脇市長 内橋直昭

多可郡黒田庄町喜多 165番地の1  
黒田庄町  
黒田庄町長 東野敏弘

報告第23号

新市まちづくり計画検討小委員会活動について

新市まちづくり計画検討小委員会活動について別紙のとおり報告する。

平成16年5月26日

新市まちづくり計画検討小委員会  
委員長 長谷川 俊 雄

## 第 6 回 新市まちづくり計画検討小委員会について

### 1 開催日時及び場所

日時 平成16年5月19日（水）午後6時30分～午後9時15分  
場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター ホール

### 2 出席者

委員7名（全員）、事務局4名、コンサルタント研究員2名

### 3 議事

新市の将来像について

第4回新市まちづくり計画検討小委員会において、「新市の将来像が協議会で決定した後、サブタイトルの付加について検討する。」としていたことから、第6回協議会での将来像の決定を受け、協議を行った。その結果、サブタイトルを付けた方がよいとの意見から、『市民が主役！次世代につなぐ ふるさとの創造』をサブタイトルとすることに決定した。

新市まちづくりの基本方針について

新市の将来像を実現するための7つの柱となるまちづくりの基本方針について、コンサルタントから説明を受け、内容を確認した。

方針のうち、計画推進の根幹として位置付けた「市民自治」、「行財政改革」の2つの柱について、委員間で自由に意見交換、協議を行った。

委員からの主な意見として、

- ・ 行政と住民のコミュニケーションが不足していると感じるので、「参画と協働」を効果的に推進していくためには、行政の積極的な情報公開などにより、信頼関係を構築していくことが必要である。
- ・ 住民主体のまちづくりを進めていくには、各種団体が集落単位で、「ヨコ」の連携を強化していく必要がある。
- ・ 市民との協働を真摯に考えるなら、市民や民間に任せる業務と行政が担っていく業務を、分類し、見極めていくべきである。
- ・ 合併を契機に、地区単位の「小さな自治」を確立し、まちづくりに取り組む自治組織を強力にサポートする行政体制の整備を検討してほしい。

などの発言があった。これらの意見をコンサルタントで取りまとめ、計画素案の策定の参考とすることとした。

合併に伴う財政措置及び財政計画について

合併に係る国からの財政支援措置、両市町の財政状況について事務局より説明を受けた。

計画書を構成する財政計画については、現段階での新市の財政見通しの説明を受けた。

委員からの主な意見として、

- ・今年度の地方交付税の大幅な減額を反映した計画になっているのか。
- ・三位一体の改革による地方交付税、国庫補助金の減額のほか、所得譲与税等の増額も見込んでいるのか。

などの発言があった。事務局より、

- ・16年度の地方交付税の削減率は見込んでいる。
- ・増額分は見込んでいるが、減額分と合わせると、減額分の方が多いため、歳入が少なくなっている。

との回答であった。

#### 4 その他

##### 第7回小委員会の開催について

日時 平成16年6月24日(木) 午後6時30分から

場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター

内容 主要施策について

公共的施設の適正配置と整備について



# 協 議 事 項

協議第32号	各種事業（電算システム事業）の取扱い	P 1 ~ P 7
協議第33号	各種事業（交通関係事業）の取扱い	P 8 ~ P 11
協議第34号	各種事業（保育事業）の取扱い	P 12 ~ P 17
協議第35号	平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について	P 18 ~ P 29

各種事業（電算システム事業）の取扱いについて

各種事業（電算システム事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年4月15日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（電算システム事業）の取扱い
電算システム事業については、円滑な住民サービスが確保できるよう、安全性及び確実性を最優先し、既存の電算システムを有効活用しながら、新市発足時に可能な限り統合を行うものとする。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	総務企画部会
協定項目	22-2 各種事業(電算システム事業)の取扱い	関係項目		
調整内容	電算システム事業については、円滑な住民サービスが確保できるよう、安全性及び確実性を最優先し、既存の電算システムを有効活用しながら、新市発足時に可能な限り統合を行うものとする。			

両市町の電算業務一覧( ...情報センターで処理しているもの、 ...電算処理しているもの、 ...今後電算化を予定しているもの、 - ...電算処理していないもの又は該当業務のないもの )

大分類	中分類	小分類	主な業務内容	西脇市	黒田庄町
住民記録	住民記録	住民記録	住民票交付、出生、転出入など住民異動に関する登録業務		
	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録、証明書発行業務		
	人口統計	人口統計	毎月の人口統計		
戸籍	戸籍	現在戸籍	戸籍の異動に関する登録業務、証明書発行業務		
		除籍	除籍の発行業務		
税	住民税	個人	住民税申告、賦課、納付書発行業務		
		法人	法人を対象とした賦課、納付書発行業務		
	国民健康保険税	国民健康保険税	税の賦課、納付書発行業務		
	固定資産税	土地	土地異動情報の管理、資産税賦課、納付書発行業務		
		家屋	家屋異動情報の管理、資産税賦課、納付書発行業務		
		償却資産	償却資産税の管理、償却資産税賦課、納付書発行業務		
		土地情報支援	地籍図、土地台帳一括管理、土地情報等		
		土地評価	土地評価額を積算		
		家屋評価支援	家屋評価額を積算		
	都市計画税	都市計画税	都市計画税の賦課		
	軽自動車税	軽自動車税	軽自動車税情報の管理、軽自動車税賦課、納付書発行業務		
	税収納業務	税収納業務	各税の収納管理、督促・催告状発行業務		
		口座振替	口座振替データをFDに移し、金融機関へ振替作業を依頼		
住登外	住登外管理	土地等の市町外所有者の住所等管理			
国民健康保険	資格管理	資格管理	資格の取得・喪失等の管理		
	高額医療	高額医療	税データ作成		
	調整交付金等	調整交付金・基盤安定	調整交付金、月報、年報		

大分類	中分類	小分類	主な業務内容	西脇市	黒田庄町
老人保健医療	資格管理	資格管理	資格の管理・喪失等の管理		
	高額医療	高額医療	税データ作成		
国民年金	国民年金	国民年金	国民年金に係る資格・年金受給等情報の確認事務		
市民生活	防災情報提供	防災情報提供・収集	災害対応総合行政ネットワークシステム		
	狂犬病予防	狂犬病予防	飼犬の情報管理、狂犬病予防案内業務		
福祉	介護保険	資格管理	資格の取得・喪失等の管理		
		受給者管理	要介護認定の管理		
		保険者管理	保険料の賦課・収納・滞納管理、納付書発行業務		
		給付管理	介護サービス費の給付管理		
	手当	特別障害者手当	資格管理、手当支給管理		
		障害者福祉手当	資格管理、手当支給管理		
		福祉手当（経過措置）	資格管理、手当支給管理		
		児童手当	資格管理、手当支給管理		
		児童扶養手当	資格管理、手当支給管理		
		特別児童扶養手当	資格管理、手当支給管理		
	福祉医療	重度障害者医療費助成	資格管理、受給者証の発行		
		乳幼児医療費、老人医療費	資格管理、受給者証の発行		
	母子医療	母子医療	資格管理、受給者証の発行		
	児童福祉	保育料	入園・卒園管理、保育料計算、納付書発行、徴収業務		
	人権	住宅資金償還事務	債権者管理、納付書発行		
	生活保護	生活保護	開始・廃止管理		
心身障害者管理	心身障害者管理	資格管理			
保健	成人健康診査	成人健康診査	各診査結果の保存、受診者への結果通知・履歴提供、検診案内発行		
	母子乳幼児健康診査	母子乳幼児健康診査	各診査結果の保存、受診者への結果通知・履歴提供、検診案内発行		
	予防接種	予防接種	予防接種記録の管理		
	訪問指導・健康指導	訪問指導・健康指導	対象者管理、指導記録管理		
経済	積算システム	積算システム（農業耕地）	農業耕地関係工事の設計積算		
	転作関係	転作関係	水田転作補助金計算、該当水田の情報管理		
	農家台帳	農家台帳	農家台帳の管理、農地銀行		
	森林施業計画	森林施業計画認定	森林施業計画の認定		

大分類	中分類	小分類	主な業務内容	西脇市	黒田庄町
建設	積算システム	積算システム	土木関係工事の積算設計		
	住宅管理	住宅使用料	入居者管理、使用料の賦課、収納管理、納付書・督促等発行		
	法定外公共物管理	法定外公共物管理	法定外公共物管理		
都市開発	水道	水道使用料	使用開始・廃止管理、使用料計算、収納管理、納付書・督促等発行		
		給水分担金	給水分担金の計算、収納管理、納付書の発行		
		水道台帳管理	管路情報管理（地図情報）		
		公営企業会計システム	公営企業会計の予算・決算・執行管理等		
	下水道	下水道使用料	使用開始・廃止管理、使用料計算、収納管理、納付書・督促等発行		
		下水道受益者負担金	下水道受益者負担金の計算、収納管理、納付書の発行		
下水道台帳管理		管路情報管理（地図情報）			
教育	幼稚園	就園奨励費	保護者世帯管理、保護者世帯所得管理、支給管理		
	学校教育	学齢簿	児童・生徒の異動管理、就学通知の発行		
		就学支援	対象者管理、支給額計算、支払管理		
		学校給食	給食費請求、収納管理、献立の作成		
	体育館	施設予約システム	体育館の予約・受付管理		
	図書館	蔵書管理	蔵書の管理、貸出・返却管理、登録者管理		
図書検索予約システム		図書の予約管理			
選挙管理委員会	選挙関係	選挙人名簿	選挙権の取得・喪失管理、選挙人名簿作成、入場券の発行		
総務	人事	辞令	辞令作成		
		人事記録	人事情報管理		
	給与	毎月	給与計算業務		
		諸手当	手当計算		
		年末調整	年末調整計算		
		給与改定	差額計算		
		予算編成	人件費予算編成		
		共済組合	市町村職員共済組合給付事務		
	報酬管理	支払	報酬等支払管理		
		源泉徴収	源泉徴収書作成		
	財務会計	予算編成	予算入力、査定、予算書作成		
		予算執行	執行管理、伝票発行		

大分類	中分類	小分類	主な業務内容	西脇市	黒田庄町
総務	財務会計	決算処理	決算処理		
		決算統計	決算統計書作成		
		歳計外	予算歳入・出以外の入出金管理		
		起債管理	各種起債の償還計画等		
		バランスシート作成	貸借対照表作成		
		地方交付税	普通地方交付税公債費台帳の作成、管理		
		公有財産管理	公有財産登録、異動		
		備品管理	備品の管理		
		口座振替処理	口座振替データをFDに移し、金融機関へ振替業務を依頼		
	入札	指名業者の登録	指名業者の登録		
		入札事務	入札準備		
		契約事務	契約書の作成・管理		
	用品会計	用品会計	物品在庫管理、収入・支出管理		
	例規集管理	例規集管理システム	例規集の管理、検索		
文書管理	文書管理システム	公文書の管理			
	文書収発事務	公文書の受付、発送			
交通災害	交通災害	交通災害共済保険の加入申込書作成			
議会関係	議事録	議事録検索システム	議事録の管理、検索		
	議会中継	議会中継システム	議会のインターネットでの中継		
その他	その他	グループウェア	会議室予約、職員間の連絡、スケジュール管理、公用車貸出等		
		ホームページ、広報	市民への情報提供、観光PR等		
		総合行政ネットワーク	総合行政ネットワーク(LGWAN)		
		地域情報基盤整備	各種施設間のネットワーク化		

### 1 電算システム統合にあたっての基本的な考え方

現在、両市町においては、ほとんどの業務において電算システムを導入しており、合併に際しては、事務事業の円滑な運営を図る上から、合併時に電算システムの統合を行う必要がある。統合にあたっては、事務事業一元化の基本的な考え方を踏まえ、次の考え方により調整を行うものとする。

- (1) 新市発足時に市政運営や住民生活に支障をきたさないように安全性に十分配慮する。
- (2) 短期間でシステムの統合が可能となるよう統合方法の選択に留意する。
- (3) 統合にかかる経費は、極力抑えるように努める。
- (4) 地域情報化による住民サービスの向上に努める。

### 2 電算システムの統合の方法

統合の方法としては、次の3つが考えられる。

統合の方法	特 徴
(1) 新規システムを構築する	システムの最適化、効率化を行いやすいというメリットがあるが、その一方で、相当の開発期間と開発経費が必要となる。また、導入当初は稼働が不安定となる可能性がある。
(2) 合併市町のいずれかのシステムを選択する	全国的に稼働実績があり安定したシステムを構築しやすいというメリットがあるが、データの移行やシステム変更などへの対応が必要となる。
(3) 業務ごとに合併市町の既存システムをそれぞれ採用する	全国的に稼働実績があり安定したシステムを構築しやすいというメリットがあるが、業務間のデータを連携させるためのシステム調整に、相当の期間と経費が必要となる。

(1)の方法は、開発期間や開発経費の面で課題が多く、また、(3)の方法は、合併の影響を一時的に回避する際に採用される暫定的な手法としては考えられるが、新市の基幹システムとしては不相当と思われる。

こうしたことから、西脇市と黒田庄町では、(2)の方法による電算システムの統合を基本に検討を進める。

### 3 電算システム統合に関する先進事例

合併市町名	合併年月日	構成市町村数	システム関連調査開始から合併までの期間	システム統合方法
篠山市	H11.4.1	4町	26ヶ月	(2)
西京市	H13.1.21	2市	21ヶ月	(2)
潮来市	H13.4.1	2町	13ヶ月	(2)
さいたま市	H13.5.1	3市	55ヶ月	(3)
さぬき市	H14.4.1	5町	29ヶ月	(1)
静岡市	H15.4.1	2市	23ヶ月	(2)
東かがわ市	H15.4.1	3町	43ヶ月	(1)
宗像市	H15.4.1	1市1町	32ヶ月	(2)
周南市	H15.4.21	2市2町	41ヶ月	(3)

先進事例

新市町名	合併の期日	調整の方針
養父市	平成16年4月1日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう統合するものとし、合併時に稼働できるよう調整する。</li> <li>2 事務処理系システムについては、業務に支障をきたさないよう調整する。特に、オンライン系の整備について効率的なネットワークの構築及びセキュリティ対策を検討し、合併時に稼働できるよう調整する。</li> </ol>
朝来市	平成17年3月末日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市の電算システム(基幹業務)については、合併時に南但広域行政事務組合のシステムに統合する。電算システムの統合にあたっては、住民サービスの向上が図れるよう調整する。</li> <li>2 4町及び朝来郡広域行政事務組合のネットワークシステムは、合併時に調整する。</li> <li>3 4町及び朝来郡広域行政事務組合が単独で運用しているシステムについては、合併時に調整する。</li> </ol>
洲本五色市	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電算システム事業の取扱いについては、新市発足までに新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。</li> </ul>
加東市	平成17年3月末日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民サービス系システムについては、合併時に統合・稼働できるように調整する。</li> <li>2 事務処理系システムについては、新市の事務機構及び組織に支障をきたさないよう調整する。</li> <li>3 単独業務系のシステムについては、業務に支障がないよう調整する。</li> </ol>
中町、加美町、八千代町	平成17年3月末日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基幹業務、内部情報電算システムについては、合併までにシステムを再編し、合併時に稼働できるよう調整する。</li> <li>2 その他の業務別電算システムについては、業務の効率化を図るため合併後速やかに調整する。</li> </ol>



各種事業（交通関係事業）の取扱いについて

各種事業（交通関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年4月15日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（交通関係事業）の取扱い

コミュニティバス運行事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、運行形態等については新市において検討する。

福祉送迎車運行事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、運行形態等については新市において検討する。

JR加古川線の利用促進及び沿線の活性化策については、新市においても継続して実施する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	総務・企画、住民・福祉部会
協定項目	22-6 各種事業(交通関係事業)の取扱い	関係項目	交通対策・高齢者福祉サービス	
調整内容	コミュニティバス運行事業については、現行のまま新市に引継ぎ、運行形態等については新市において検討する。 福祉送迎車運行事業については、現行のまま新市に引継ぎ、運行形態等については新市において検討する。 JR加古川線の利用促進及び沿線の活性化策については、新市においても継続して実施する。			

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
コミュニティバス運行事業は西脇市のみ実施している。  福祉送迎車運行事業は黒田庄町のみ実施している。  JR加古川線利用促進及び沿線の活性化策については、関係機関と連携しながら、取り組んでいる。	現行のとおりとする。  現行のとおりとする。  現行のとおりとする。	コミュニティバス運行事業については、現行のまま新市に引継ぎ、運行形態等については新市において検討する。  福祉送迎車運行事業については、現行のまま新市に引継ぎ、運行形態等については新市において検討する。  電化後も、引き続き、利用促進及び沿線の活性化を図る必要があることから、新市においても、関係機関、沿線市町等と連携を図りながら取り組む。

現		況				
項 目	西 脇 市		黒 田 庄 町			
コミュニティバス運行事業	路線の概要(平成15年12月1日現在)					
	経 路		運行回数			
	北ルート JR西脇市駅～緑風台～市役所～西脇病院		12便			
	南ルート JR西脇市駅～福祉センター～西脇病院		4便			
	東ルート 病院～蒲江～西脇病院		4便			
	運行形態 神姫バスを運行主体として、低床式小型バス(定員44名)による 1系統3経路、市街地を循環する路線バス方式で運行 運賃は160円から230円					
	利用状況(年間利用者数)					
	H9年度	H11年度	H13年度	H15年度		
	10,863	11,424	14,480	15,214		
	補助額(千円)					
H9年度	H11年度	H13年度	H15年度			
8,237	7,543	7,850	7,950			
福祉送迎車運行事業	事業概要 町内に住所を有し、居住する高齢者及び障害者とその介助者を対象に、高齢者及び障害者の生活支援、社会参加への支援					
	運行形態 黒田庄町社会福祉協議会へ事業委託しており、普通ワゴン車により、黒田庄町内(送り迎え)と、西脇市、多可郡、氷上郡(送りのみ)を運行。利用者負担あり					
	利用状況(年間利用者数:人)					
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度		
	2,217	2,761	3,014	3,819		
	委託料(千円)					
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度		
	2,199	2,378	2,651	2,613		

現		況
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
J R加古川線利用促進事業	<p>【西脇市J R加古川線利用・電化促進会議】 目的...J R加古川線の利用促進啓発、利用促進運動、募金活動 構成...経済団体、小中学校、高校、区長会、まちづくり委員会ほか</p> <p>【J R加古川線電化促進期成同盟会】 目的 ...J R加古川線電化並びに輸送環境の改善促進及び沿線地域の発展、住民福祉の向上を目指す。 構成 ...沿線5市4町の自治体、議会及び商工会議所 その他...沿線地域活性化推進協議会（北播磨沿線市町、事業者、県）</p>	<p>【黒田庄町J R加古川線利用・電化促進会議】 目的 ...電化、利用促進、募金の推進を目的に設置 構成 ...商工会、議会、区長会、子連協、小中学校、JAみのりほか</p> <p>【J R加古川線電化促進期成同盟会】 同左</p> <p>【町民ふれあい号】 J R加古川線の利用促進並びに住民の親睦を目的とした汽車の旅</p>

先進事例

亀山市 (予定)	バス事業については、新市において速やかに運行ができるよう調整する。ただし、関町福祉バスについては、現行のまま新市に引継ぎ、合併後福祉、教育の施策として運行形態等を調整する。
朝来市 (予定)	<p>1 バスの運行について 地方バス補助路線については、現行のまま存続させる。 合併後、新市において住民の利便性の向上を図るため、総合的・体系的な地域巡回バス等の検討を行う。</p> <p>2 鉄道の利用促進について 4町での取り組みを基に新市においてもJ Rの利用促進を図る。 鉄道の利便性の向上を図るため、現在加入している団体に引き続き加入し、鉄道路線電化等の働きかけを行う。 播但線電化高速化整備費負担事業基金は新市に引継ぎ、播但線の高速電化を推進する。 J R無人駅の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、業務内容等については統一化が図られるよう調整する。</p>

協議第34号

各種事業（保育事業）の取扱いについて

各種事業（保育事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年4月15日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（保育事業）の取扱い
公立（町立）保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	2110 各種事業(保育事業)の取扱い	関係項目	保育所	
調整内容	公立(町立)保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。			

現 況		具体的調整方針																	
西 脇 市	黒 田 庄 町																		
保育所施設 1 公立保育所 -	保育所施設 1 公立(町立)保育所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くすのき保育園</td> <td>90名</td> </tr> <tr> <td>あゆみ保育園</td> <td>90名</td> </tr> <tr> <td>計 2園</td> <td>180名</td> </tr> </tbody> </table> *平成16年4月1日現在	名 称	定 員	くすのき保育園	90名	あゆみ保育園	90名	計 2園	180名	公立(町立)保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。									
名 称	定 員																		
くすのき保育園	90名																		
あゆみ保育園	90名																		
計 2園	180名																		
2 私立保育所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西脇保育所</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>比延保育園</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td>どれみ保育園</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>日野保育園</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>西脇春日保育園</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td>津万保育園</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td>芳田保育園</td> <td>45名</td> </tr> <tr> <td>計 7園</td> <td>665名</td> </tr> </tbody> </table> *平成16年4月1日現在	名 称	定 員	西脇保育所	200名	比延保育園	60名	どれみ保育園	120名	日野保育園	120名	西脇春日保育園	60名	津万保育園	60名	芳田保育園	45名	計 7園	665名	2 私立保育所 -
名 称	定 員																		
西脇保育所	200名																		
比延保育園	60名																		
どれみ保育園	120名																		
日野保育園	120名																		
西脇春日保育園	60名																		
津万保育園	60名																		
芳田保育園	45名																		
計 7園	665名																		

現 況										具体的調整方針		
保育料										保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。		
1 徴収基準額 [平成15年度]												
納入義務者の属する世帯の階層区分				徴収額(月額)								
階層区分		定 義		乳 児	3歳未満児 黒田庄町：1・2歳児		3 歳 児		4歳以上児			
西脇市	黒田庄町			黒田庄町	西脇市	黒田庄町	西脇市	黒田庄町	西脇市		黒田庄町	
1	1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		円 0	
2	2	第1階層及び第5(第4)～第10階層(第7)を除き、前年度分の市町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯		市町民税非課税世帯	8,600	9,000	8,600	6,000	5,700		6,000	5,700
3	3			均等割のみ課税の世帯	18,600	18,000	18,500	15,000	15,700		15,000	15,700
4				所得割課税世帯								
5	4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯		14,000円未満	28,500	27,000	28,500	24,000	25,600		24,000	25,600
6				14,000円以上 64,000円未満		30,000		27,000		27,000		
7	5			64,000円以上 112,000円未満	42,300	41,000	42,300	33,900	36,000	27,600	30,000	
8		112,000円以上 160,000円未満	44,500	33,900		27,600						
9	6	160,000円以上 408,000円未満		58,000	58,000	57,400	33,900	36,000	27,600	30,000		
10	7	408,000円以上		76,000	70,000	76,000	33,900	36,000	27,600	30,000		
(注) 定義欄の(第4)、(第7)は黒田庄町の場合												
2 徴収方法〔西脇市〕 ・毎月25日に指定金融機関から口座振替による ・納付書による					2 徴収方法〔黒田庄町〕 ・毎月20日に指定金融機関から口座振替による							

現 況		具体的調整方針																																
西 脇 市	黒 田 庄 町																																	
<p>3 保育料の減免等</p> <p>(1) 納入義務者が、災害、病気、死亡、その他やむを得ない事情がある場合で徴収金等を納入することが困難であると認めたととき。</p> <p>(2) 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合。</p> <p>ア 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女性で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯</p> <p>イ 在宅障害児(者)のいる世帯 ・身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯 ・療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者を有する世帯 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者を有する世帯</p> <p>ウ その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯</p>	<p>3 保育料の減免等</p> <p>(1) 不慮の災害等、特に町長が必要と認めた場合。この場合の徴収金の額については、その都度町長が決定する。</p> <p>(2) 同左</p> <p>ア 母子世帯等 同左</p> <p>イ 在宅障害児(者)のいる世帯 同左</p> <p>ウ その他の世帯 同左</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>17,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>18,500円</td> <td>15,500円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分		徴収金基準額(月額)		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0円	0円	第3階層	17,000円	14,000円	第4階層	18,500円	15,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="4">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>乳児の場合</th> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳児の場合</th> <th>4歳児以上の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>17,600円</td> <td>16,600円</td> <td>13,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収金基準額(月額)				乳児の場合	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳児以上の場合	第2階層	0円	0円	0円	0円	第3階層	17,600円	16,600円	13,000円
階層区分		徴収金基準額(月額)																																
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																
第2階層	0円	0円																																
第3階層	17,000円	14,000円																																
第4階層	18,500円	15,500円																																
階層区分	徴収金基準額(月額)																																	
	乳児の場合	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳児以上の場合																														
第2階層	0円	0円	0円	0円																														
第3階層	17,600円	16,600円	13,000円	13,000円																														



現 況			具体的調整方針			
西 脇 市		黒 田 庄 町				
(3) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合 2階層から10階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施を受けている場合において、次の表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、当該第3欄より計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。						
(3) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。						
第1欄	第2欄	第3欄		第1欄	第2欄	第3欄
第2～第6階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童 (最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表に定める額		第2～第4階層に属する世帯	ア 同左	同左
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童 (最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表×0.5			イ 同左	同左
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表×0.1			ウ 同左	同左
第7～第10階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童 (最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表に定める額		第5～第7階層に属する世帯	ア 同左	同左
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童 (最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表×0.5			イ 同左	同左
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表×0.1			ウ 同左	同左
(注) 10円未満は切り捨て				(注) 10円未満は切り捨て		

関係法令

児童福祉法（抜粋）

- 第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。
- 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。
- 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。
- 4 市町村は、第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。
- 5 市町村は、第1項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第56条

1～2 省略

- 3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

先進事例

\*関係部分抜粋

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	調整の方針
加東市	社町 滝野町 東条町	平成17年3月31日まで (合併予定)	1 公立保育園は、現行どおり新市に引き継ぐ。 2 保育料は、減免措置も含め合併時に調整するが、合併後も国の基準及び近隣市町を参考に見直しを行う。
養父市	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	平成16年4月1日	1 町立保育所施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。定員については合併時まで調整する。 2 保育料については、合併時に調整する。

協議第35号

平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について

平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算を西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき調製したので、別紙監査委員の意見を付して協議会の承認を求める。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

平成 1 5 年度

西脇市・黒田庄町合併協議会決算書

西脇市・黒田庄町合併協議会

歳入

(単位 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		12,200,000	12,200,000	12,200,000	0	0	0
	1 負担金	12,200,000	12,200,000	12,200,000	0	0	0
2 諸収入		2,000	28	28	0	0	1,972
	1 諸収入	2,000	28	28	0	0	1,972
歳入合計		12,202,000	12,200,028	12,200,028	0	0	1,972

歳出

(単位 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 総務費	1 総務管理費	2,473,000	1,638,309	0	834,691	834,691	
	2 事業推進費	9,579,000	7,703,105	0	1,875,895	1,875,895	
2 予備費	1 予備費	150,000	0	0	150,000	150,000	
歳出合計		12,202,000	9,341,414	0	2,860,586	2,860,586	

歳入歳出差引残額

2,858,614 円

平成 1 5 年度 西脇市・黒田庄町合併協議会決算事項別明細書

歳入

(単位 円)

款 項 目	予 算			現 計	額		調定額	収入済額	収 入 未済額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及繰 越事業費繰 越財充当額		節					
					区 分	金 額				
1 分担金及び負担金	12,200,000	0	0	12,200,000			12,200,000	12,200,000	0	
1 負担金	12,200,000	0	0	12,200,000			12,200,000	12,200,000	0	
1 負担金	12,200,000	0	0	12,200,000			12,200,000	12,200,000	0	
					1 負担金	12,200,000	12,200,000	12,200,000	0	市町負担金 西脇市 6,100,000 黒田庄町 6,100,000
2 諸収入	2,000	0	0	2,000			28	28	0	
1 諸収入	2,000	0	0	2,000			28	28	0	
1 預金利子	1,000	0	0	1,000			28	28	0	
					1 預金利子	1,000	28	28	0	預金利子
2 雑入	1,000	0	0	1,000			0	0	0	
					2 雑 入	1,000	0	0	0	
歳入合計	12,202,000	0	0	12,202,000		12,202,000	12,200,028	12,200,028	0	

歳 出

(単位 円)

款 項 目	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	備 考			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減 額	計					節	
									区 分	金 額
1 総務費	12,052,000	0	0	12,052,000		9,341,414	2,710,586			
1 総務管理費	2,473,000	0	0	2,473,000		1,638,309	834,691			
1 事務局費	2,473,000	0	0	2,473,000		1,638,309	834,691			
					8 報償費	20,000	0	20,000		
					9 旅 費	96,000	5,880	90,120	普通旅費	
					11 需用費	767,000	704,867	62,133	消耗品費	
					12 役務費	163,000	82,186	80,814	郵便料 18,505 電話代 28,401 振込手数料 35,280	
					14 使用料及 び賃借料	260,000	128,552	131,448	事務所使用料	
					18 備品購入費	100,000	41,580	58,420	書架	
					19 負担金補助 及 び 対 金	1,067,000	675,244	391,756	臨時職員雇用負担金	
2 事業推進費	9,579,000	0	0	9,579,000		7,703,105	1,875,895			
1 協議会費	2,106,000	0	0	2,106,000		1,433,200	672,800			
					1 報 酬	1,014,000	842,400	171,600	協議会委員 624,000 小委員会委員 218,400	
					8 報償費	71,000	0	71,000		
					9 旅 費	29,000	0	29,000		



款 項 目		予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	備 考		
		当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減 額	計				節	
									区 分	金 額
					11需用費	16,000	15,476	524	協議会時お茶代等	
					13委託料	842,000	509,510	332,490	会議録作成委託料	
					14使用料及 び賃借料	79,719	11,613	68,106	協議会会場使用料	
					18備品購入費	54,281	54,201	80	録音機器一式 マイク	
									43,281 10,920	
	2 調査研究費	5,961,000	0	0	5,961,000		5,472,705	488,295		
						11需用費	100,000	98,920	1,080	消耗品費
						12役務費	695,000	392,545	302,455	アンケート郵便料
						13委託料	5,166,000	4,981,240	184,760	事務事業一元化業務委託料 新市建設計画策定業務委託料 仮例規集編さん業務委託料 アンケート調査督促宛名シール作成
									63,000 4,683,000 210,000 25,240	
	3 広報費	1,512,000	0	0	1,512,000		797,200	714,800		
						11需用費	1,000,000	392,700	607,300	協議会だより印刷代
						13委託料	512,000	404,500	107,500	ホームページ作成委託料 横断幕作成委託料 協議会だより運搬業務委託
									375,900 12,600 16,000	
	2 予備費	150,000	0	0	150,000		0	150,000		
	1 予備費	150,000	0	0	150,000		0	150,000		
	1 予備費	150,000	0	0	150,000		0	150,000		
	歳 出 合 計	12,202,000	0	0	12,202,000		9,341,414	2,860,586		

実質収支に関する調書

(単位 円)

区 分	金 額
1 歳 入 総 額	12,200,028
2 歳 出 総 額	9,341,414
3 歳 入 歳 出 差 引 額 (平 成 16 年 度 へ 繰 越)	2,858,614

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内 橋 直 昭 様

西脇市・黒田庄町合併協議会  
監査委員 依 藤 諭 弘

監査委員 藤 原 信 子

平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算審査の意見  
書の提出について

西脇市・黒田庄町合併協議会規約第15条第2項の規定により、審査に付された平成15年度決算について審査し、次のとおりその意見書を提出します。

# 平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算審査の意見書

## 1 審査の対象

平成15年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算

## 2 審査の期間

平成16年4月27日

## 3 審査の方法

審査に付された平成15年度の決算書及び事項別明細書の計数等の正否の確認並びに必要なに応じて求めた決算に関する資料に基づいて、予算執行の適否及び決算経理について、関係職員から事情を聴取する等の方法により審査した。

## 4 審査の結果

本審査の対象となった合併協議会の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書は、いずれも当該合併協議会財務規程に基づいて調製されており、その計数には誤りがなく適正であると認めた。

## 5 合併協議会事務局の事務

合併協議会事務局は、西脇市と黒田庄町の合併に関する協議、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成その他合併に関し必要な事項を協議する合併協議会の事務局の事務を処理している。

## 6 合併協議会等の経過

- 11月5日 西脇市・黒田庄町合併協議会設置議案が両市町議会で可決
- 11月7日 西脇市・黒田庄町合併協議会設置
- 11月14日 第1回西脇市・黒田庄町合併協議会協議会規約、予算等の報告、協議会運営規程、傍聴規程等の協議
- 11月17日 兵庫県知事あて「支援地域」の指定申請
- 11月26日 兵庫県知事から「支援地域」の指定
- 12月19日 第2回西脇市・黒田庄町合併協議会「住民意向調査」の中間報告  
「新市まちづくり計画」の策定方針の協議

	合併の方式（新設合併）
	合併の期日（平成17年3月末日まで）
	新市の名称（西脇市）等
12月19日	ホームページ開設
1月20日	第3回西脇市・黒田庄町合併協議会 「住民意向調査」の結果報告 新市の事務所の位置（西脇市） 財産の取扱い 一般職の職員の身分の取扱い 条例・規則等の取扱い 町・字の区域及び名称の取扱い 慣行の取扱い等
2月19日	第4回西脇市・黒田庄町合併協議会 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 地方税の取扱い 特別職の身分の取扱い 使用料・手数料等の取扱い 国民健康保険事業の取扱い 介護保険事業の取扱い等
3月19日	第5回西脇市・黒田庄町合併協議会 消防団の取扱い等

以上平成15年度において5回の協議会を開催している。

## 7 決算規模

歳入決算額では、12,200,028円、歳出決算額では、9,341,414円となっており歳入歳出差引額では、2,858,614円の黒字となっている。

### 歳入

本年度の歳入決算額は、12,200,028円となっており、両市町が均等に負担したものである。

予算額に対する執行率は99.9パーセントとなっている。

### 歳出

本年度の歳出決算額は9,341,414円となっている。

なお、協議会の設置時期が予定から1月程度遅れたこともあり、予算額に対する執行率は、76.6パーセントとなっている。

### ア 事務局費

事務局費は、1,638,309円の執行で、その主な内訳は、資料等の作成にかかる印刷費や事務用品等の購入に係る需用費（消耗品費）704,867円、臨時職員雇用負担金675,244円等である。

なお、予算額に対する執行率は66.2パーセントとなっており、主な要因は、複写機の借上料の減（見積り合わせによる減）や臨時職員雇用負担金の減である。

#### イ 協議会費

協議会費は 1,433,200円の執行で、その主な内訳は、協議会委員への報酬 842,400円、協議会（小委員会含む。）会議録作成委託料として 509,510円等である。

なお、予算額に対する執行率は68.1パーセントとなっており、主な要因は、委員報酬及び会議録作成委託料の減である。これらは協議会開催回数の減によるものである。

#### ウ 調査研究費

調査研究費は、 5,472,705円の執行で、主な内訳は、住民意向調査等にかかる郵送料が 392,545円、また、事務事業一元化業務（63,000円）、仮例規編さん業務（ 210,000円）、新市建設計画策定業務（ 4,683,000円）等の委託料が 4,981,240円である。

なお、事務事業一元化業務については、平成16年度においても21,000円の契約で契約総額84,000円（合併研究会からの契約総額は、 105,000円）、仮例規編さん業務については、平成16年度に 630,000円の契約で契約総額 840,000円、新市建設計画策定業務については、平成16年度に 808,500円の契約で契約総額 5,491,500円（合併研究会からの契約総額は、 5,775,000円）となっている。

また、予算額に対する執行率は91.8パーセントとなっており、主な要因は、住民意向調査にかかる郵送料の減、及び仮例規編さん業務にかかる委託料の減である。

#### エ 広報費

広報費は、 797,200円の執行で、主な内訳は、協議会だよりの印刷費として需用費が 392,700円、ホームページ作成等の委託料が 404,500円である。

なお、予算額に対する執行率は52.7パーセントとなっており、主な要因は、協議会だより印刷に係る単価（見積り合わせによる減）や発行回数の減、さらには、ホームページ作成委託料（見積り合わせによる減）の減によるものである。

# 事前提案事項

協議第36号	一部事務組合等の取扱いについて	P 1 ~ P 7
協議第37号	各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて	P 8 ~ P 13
協議第38号	各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について	P 14 ~ P 24
協議第39号	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について	P 25 ~ P 30
協議第40号	各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて	P 31 ~ P 36

協議第36号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

一部事務組合等の取扱い

兵庫県市町村職員退職手当組合、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園、播磨内陸医務事業組合、北播磨清掃事務組合、西脇多可行政事務組合、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

兵庫県町交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。ただし、共済期間満了日に当該組合を脱退する。

兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の前日をもって当該組合等を脱退する。また、西脇市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。

播磨内陸広域行政協議会については、合併の前日をもって当該協議会を脱会し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

平成 年 月 日確認



西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	総務・企画部会
協定項目	13 一部事務組合等の取扱い	関係項目	広域市町村圏、土地利用
調整内容	<p>兵庫県市町村職員退職手当組合、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園、播磨内陸医務事業組合、北播磨清掃事務組合、西脇多可行政事務組合、北播衛生事務組合、氷上多可衛生事務組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。</p> <p>兵庫県町交通災害共済組合については、合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。ただし、共済期間満日に当該組合を脱退する。</p> <p>兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、合併の前日をもって当該組合等を脱退する。また、西脇市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。</p> <p>播磨内陸広域行政協議会については、合併の前日をもって当該協議会を脱会し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。</p>		

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
1 両市町が関係している一部事務組合 ・兵庫県市町村職員退職手当組合 ・北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合 わかあゆ園 ・播磨内陸医務事業組合 ・北播磨清掃事務組合 ・西脇多可行政事務組合	合併時に再編する。	合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
2 いずれかの市町が関係している同種の一部事務組合 ・北播衛生事務組合 ・氷上多可衛生事務組合	合併時に再編する。	合併の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
3 黒田庄町のみが関係している一部事務組合等 ・兵庫県町交通災害共済組合 ・兵庫県町議会議員公務災害補償組合 ・兵庫県町土地開発公社	合併後に脱退する。 合併時に脱退する。 合併時に脱退する。	合併の前日をもってを当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。ただし、共済期間満日に当該組合を脱退する。 合併の前日をもって当該組合を脱退する。 合併の前日をもって当該公社を脱退する。なお、当該公社で処理している事務の取扱いについては、新市発足までに調整する。また、西脇市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
4 両市町が関係している協議会 ・播磨内陸広域行政協議会	合併時に再編する。	合併の前日をもって当該協議会を脱会し、新市において合併の日当該協議会に加入する。

項 目	現 況
1 両市町が関係している一部事務組合	
兵庫県市町村職員退職手当組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体 県内全町並びに市（西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市）及び市町の一部事務組合</li> <li>・設立年月日 昭和30年4月1日</li> <li>・事務所の位置 神戸市</li> <li>・業務内容 退職手当の支給に関する事務及び組合市町の負担金納入事務</li> </ul>
北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体 11（西脇市、小野市、加西市、社町、滝野町、東条町、中町、加美町、八千代町、黒田庄町、吉川町）</li> <li>・設立年月日 昭和41年5月26日</li> <li>・事務所の位置 滝野町</li> <li>・業務内容 肢体不自由児通園施設「わかあゆ園」の施設運営及び管理</li> </ul>
播磨内陸医務事業組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体 10（西脇市、小野市、加西市、社町、滝野町、東条町、中町、加美町、八千代町、黒田庄町）</li> <li>・設立年月日 昭和47年9月20日</li> <li>・事務所の位置 社町</li> <li>・業務内容 播磨看護専門学校を設置、管理運営</li> </ul>
北播磨清掃事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体 6（西脇市、滝野町、中町、加美町、八千代町、黒田庄町）</li> <li>・設立年月日 昭和43年11月1日</li> <li>・事務所の位置 西脇市</li> <li>・業務内容 清掃思想の普及 一般廃棄物（し尿を除く。）の処理計画の樹立 一般廃棄物等の収集運搬及び処分 一般廃棄物処理業の許可</li> </ul>

項 目	現 況
西脇多可行政事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成団体 5 (西脇市、中町、加美町、八千代町、黒田庄町)</li> <li>・ 設立年月日 昭和55年1月5日</li> <li>・ 事務所の位置 西脇市</li> <li>・ 業務内容 消防事務(消防団及び消防水利事務を除く。) 西脇市多可郡休日応急診療センターに関すること。 農業災害補償法に基づく農業共済事業の事務 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の保安に係る事務 介護保険法に基づく事務のうち、介護認定審査会に係る事務 火葬場の設置及び管理運営に関する事務</li> </ul>
2 いずれかの市町が関係している同種の一部事務組合	
北播衛生事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成団体 5 (西脇市、小野市、社町、滝野町、東条町)</li> <li>・ 設立年月日 昭和37年2月23日</li> <li>・ 事務所の位置 社町</li> <li>・ 業務内容 し尿処理施設の設置、運営及び管理 し尿処理施設の環境整備に伴う附帯施設としてのスポーツ施設の設置、運営及び管理</li> </ul>
氷上多可衛生事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成団体 10 (柏原町、山南町、氷上町、青垣町、市島町、春日町、中町、加美町、八千代町、黒田庄町)</li> <li>・ 設立年月日 昭和46年1月1日</li> <li>・ 事務所の位置 山南町</li> <li>・ 業務内容 し尿処理施設の設置、管理運営 浄化槽の保守点検、清掃</li> </ul>
3 黒田庄町のみが関係している一部事務組合等	
兵庫県町交通災害共済組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成団体 篠山市、養父市及び県内全町</li> <li>・ 設立年月日 昭和43年11月1日</li> <li>・ 事務所の位置 神戸市</li> <li>・ 業務内容 交通災害共済事業</li> </ul>
兵庫県町議会議員公務災害補償組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成団体 養父市及び県内全町</li> <li>・ 設立年月日 昭和44年1月1日</li> <li>・ 事務所の位置 神戸市</li> <li>・ 業務内容 町議会議員の公務災害補償</li> </ul>

項 目	現 況
兵庫県町土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立団体 52町(県内全町のうち淡路10町を除く。)</li> <li>・設立年月日 昭和48年2月13日</li> <li>・事務所の位置 神戸市</li> <li>・業務内容 公共用地の取得、造成その他の管理</li> </ul>
4 両市町が関係している協議会	
播磨内陸広域行政協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成団体 3市7町(西脇市、小野市、加西市、社町、滝野町、東条町、中町、加美町、八千代町、黒田庄町)</li> <li>・設立年月日 昭和45年6月</li> <li>・事務所の位置 西脇市</li> <li>・業務内容 広域市町村圏計画の策定に関する事務 広域市町村圏計画の実施の連絡調整に関する事務 関係市町のそれぞれの計画についての連絡調整 圏域内の広域的な振興整備に関すること。 圏域内職員の研修事業の実施に関すること。</li> </ul>

西脇市土地開発公社

**【設立年月日】** 昭和48年4月1日  
**【目的】** 公共用地、公用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。  
**【事務所の位置】** 西脇市  
**【理事長】** 西脇市助役  
**【基本財産】** 500万円  
**【資産】** 3,262,341,114円
 

流動資産	3,261,942,041円
固定資産	399,073円

**【負債】** 3,085,232,064円  
**【資本】** 177,109,050円

} 16年3月31日予定貸借対照表から

## 関係法令

### 地方自治法

#### 〔一部事務組合〕

##### （組合の種類及び設置）

#### 第284条（省略）

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

##### （組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（第1項ただし書きは省略）

##### （解散）

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又都道府県知事に届出をしなければならない。

##### （財産処分）

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

#### 〔協議会〕

##### （協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議会については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

##### （協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

### 合併特例法

#### （一部事務組合等に関する特例）

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村（以下この項において「編入をする市町村」という。）に編入される合併関係市町村のうち地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体（以下この項において「他の地方公共団体」という。）と一部事務組合又は広域連合（これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。）を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

先進事例

市町村名	調 整 の 方 針
篠山市	一部事務組合等については4町及び多紀郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し新市において合併の日に当該組合へ加入する。事務の委託については、4町は、合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併の日に締結する。ただし、西紀町及び丹南町に係る視聴覚ライブラリーの事務の委託については2町は、合併の日の前日をもって規約を廃する。
宗像市	宗像・玄海衛生事務組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、新市に事務を承継する。 上記以外の一部事務組合等（広域連合を除く。以下同じ。）については、2市町は、合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等へ加入する。
亀山市 (予定)	<p>一部事務組合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三泗鈴亀農業共済事務組合及び三重県自治会館組合については、合併期日の前日に脱退し、合併期日の当日に新市として加入する。</li> <li>・三重県市町村職員退職手当組合については、合併期日の前日に脱退する。</li> </ul> <p>広域連合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴鹿亀山地区広域連合については、合併期日の前日に脱退し、合併期日の当日に新市として加入する。</li> </ul> <p>事務の委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防事務及び一般廃棄物処理事務の委託については、合併期日の前日をもって事務委託規約を廃止する。</li> <li>・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託については、合併期日の前日をもって規約を廃止し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併期日の当日に締結する。</li> </ul> <p>公社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亀山市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。</li> </ul>
朝来市 (予定)	<p>朝来郡広域行政事務組合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。</p> <p>南但広域行政事務組合、南但老人ホーム一部事務組合、但馬広域行政事務組合、公立豊岡病院組合及び兵庫県町交通災害共済組合については、4町は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合へ加入する。</p> <p>兵庫県市町村職員退職手当組合及び但馬公平委員会については、4町及び朝来郡広域行政事務組合は合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合等へ加入する。</p> <p>兵庫県町議会議員公務災害補償組合及び兵庫県町土地開発公社については、4町は合併の日の前日をもって当該組合等から脱退する。なお、当該組合等で処理している事務の取扱いについては、合併時まで調整する。</p>

各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについて

各種事業（商工・観光関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（商工・観光関係事業）の取扱い

市単独中小企業事業資金融資制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。

融資保証料補給事業については、新市発足時に再編する。

企業立地奨励制度については、新市発足時に再編する。

商工・観光イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに調整する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	産業・建設部会
協定項目	22-14 各種事業(商工・観光関係事業)の取扱い	関係項目	商工業の振興、観光	
調整内容	<p>市単独中小企業事業資金融資制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。          融資保証料補給事業については、新市発足時に再編する。          企業立地奨励制度については、新市発足時に再編する。          商工・観光イベント等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに調整する。</p>			

課題・問題点(現況)	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>市単独中小企業事業資金融資制度については、西脇市において、市単独の融資制度を実施している。</p> <p>融資保証料補給事業については、西脇市においては、市単独の融資制度のみを対象とし、黒田庄町においては、兵庫県の小規模企業資金、開業支援資金及び経済変動対策資金を対象としている。</p> <p>企業立地奨励制度については、両市町ともほぼ同様の事業を行っている。</p> <p>商工・観光イベント等については、両市町において、商工・観光イベント等が開催されており、実施主体が異なる。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>新市発足時に再編する。</p> <p>新市発足時に再編する。</p> <p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>	<p>市単独中小企業事業資金融資制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>融資保証料補給事業については、新市発足時に再編する。</p> <p>企業立地奨励制度については、新市発足時に再編する。</p> <p>商工・観光イベント等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において再編又は統合する。</p>



項 目	現 況			
	西 脇 市	黒 田 庄 町		
中小企業事業融資制度	名 称	西脇市中小企業事業資金融資制度	/	
	目 的	中小企業に対する資金の供給を円滑化し、企業経営を合理化して正常な事業活動を促進するための融資を行う。		
	融資対象	市内に事業所を有すること。 健全な事業を営んでいる中小企業者であること。 引き続き1箇年以上同一事業を経営していること。 中小企業信用保険法施行令で規定する業種であること。 市税を完納していること。		
	資金使途	運転資金又は設備資金とする。		
	融資限度	1企業 1,500万円以内とする。ただし、運転資金及び特別小口保証の融資限度額は1,000万円以内とする。		
	融資利率	融資機関との約定利率とする。 (平成15年度 年利1.6%(固定金利))		
	融資期間	1,000万円以下 60箇月以内 (据置期間 6箇月以内) 1,000万円超 84箇月以内 (据置期間 6箇月以内)		
融資保証料補給事業	名 称	西脇市中小企業事業資金融資制度規程	名 称	黒田庄町小規模企業等融資保証料補給金交付要綱
	目 的	中小企業の金融を円滑化し、企業経営を合理化して正常な事業活動を促進するため資金融資を行うことを目的とする。	目 的	小規模企業等に対する資金の融資を円滑にするため、兵庫県信用保証協会がその債務を保証したものにつき、町が保証料の一部を補給することにより、小規模企業等の活性化を図ることを目的とする。
	対 象	市内に事業所を有すること。 健全な事業を営んでいる中小企業者であること。 引き続き1箇年以上同一事業を経営していること。 中小企業信用保険法施行令で規定する業種であること。 市税を完納していること。	対 象	町内に住所又は主たる事業所を有する小規模企業者等で、かつ、県の中小企業融資制度のうち、小規模企業資金・開業支援資金・経済変動対策資金の設備資金又は運転資金の融資を受けたもの (対象融資額は1,000万円を限度とし、融資期間は据置期間を含めて5年を限度のものに限る。)
	補 給 金	兵庫県信用保証協会に支払う保証料の50%	補 給 金	保証協会に支払った保証料の50%

項 目	現 況										
	西 脇 市	黒 田 庄 町									
企業立地奨励制度	名 称	西脇市産業立地促進措置条例	名 称	黒田庄町企業立地促進条例							
	目 的	産業構造の高度化を推進し、地域経済の活性化を図るため、市内に工場等を新設する企業に対して、奨励措置及び便宜供与を講じることにより、企業立地を促進し、地域経済の均衡ある発展と市民福祉の向上に資することを目的とする。	目 的	町産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、町内への企業立地を促進することにより、黒田庄町経済の活性化と町民生活の安定に資することを目的とする。							
	要 件	市内で工場等を新設又は拡張若しくは移転する企業で、以下に該当する者 市民生活の安定向上に寄与する企業 以下の要件に該当する企業 投下固定資産総額が5億円（中小企業は1億円）以上であること。 市内で新たに雇用する従業員が20人（中小企業は5人）以上であること。 環境保全に適切な措置が講じられていること。	要 件	新設工場 投下固定資産が1億円以上であり、新規雇用常用従事者が10人以上で、引き続きこの人員を維持することが確実であること。 増設工場 増設部分の投下固定資産総額が1億円以上であること。 試験研究施設 投下固定資産総額が3億円以上であること。							
	奨励措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地取得奨励金 用地の取得費（造成費含む。）の4分の1以内の額で、次の区分による。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>交付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5億円未満</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>2.5億円以上5.0億円未満</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>5.0億円以上</td> <td>10,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業施設設置奨励金 企業施設の床面積に対する奨励金として、次により算定した額の合計額（限度額5,000万円） 製造施設（工場等） 1万円×延べ床面積（㎡） 研究所等 5万円×延べ床面積（㎡）</li> <li>・公共的施設の新設、改良 企業施設の5年間の固定資産税相当額を限度として行う公共的施設の新設、改良</li> <li>・特別奨励金 技術先端型業種の内、特に必要と認める業種に対し、償却資産の1%相当額を支給（限度額5,000万円）</li> </ul>	投下固定資産総額	交付限度額	2.5億円未満	2,000万円	2.5億円以上5.0億円未満	5,000万円	5.0億円以上	10,000万円	奨励措置
投下固定資産総額	交付限度額										
2.5億円未満	2,000万円										
2.5億円以上5.0億円未満	5,000万円										
5.0億円以上	10,000万円										

項 目	現		況	
	西 脇 市		黒 田 庄 町	
商工・観光イベント等	名 称	あじさい祭り	名 称	つり大会
	実施主体	あじさい協会	実施主体	黒田庄町観光協会
	開催日	6月中旬	開催日	9月第1日曜日
	名 称	うまいもん大会	名 称	フリーマーケット
	実施主体	西脇市商工会議所	実施主体	黒田庄町観光協会
	開催日	秋	開催日	11月23日
	名 称	へその西脇織物まつり	名 称	黒田庄町夏祭り
	実施主体	へその西脇・織物まつり祭典委員会	実施主体	黒田庄町夏祭り実行委員会
	開催日	お盆明けの土・日曜日	開催日	8月16日

先進事例

市町村名	調 整 の 方 針
加東市 (予定)	1 商工業の振興施策(融資制度・助成制度)は、合併時に再編し、新市において条例等を整備して実施する。 2 商工業の指定地域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 企業誘致、工業団地に係る奨励措置については、合併時に再編して実施する。 4 観光施設・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 5 商工・観光イベントは、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、同種又は同時期に実施しているイベントは、関係団体と協議の上、合併時に再編又は統合する。
洲本五色市 (予定)	1 融資制度については、洲本市の例による。 2 利子補給制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3 市町単独補助制度については、必要性・公平性などの観点から内容を検討し、新市発足までに調整する。 4 勤労者対策については、従来からの経緯、実情等を勘案し、新市発足までに調整する。 5 各イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整に努める。
養父市	1 中小企業向け融資制度については、新たな制度を策定する。ただし、旧町で適用した既融資分は継続して新市に引き継ぐ。 2 企業融資等商工振興制度については、新たな制度を設ける。ただし、旧町の制度を適用されているものは、その適用の期間に限り新市に引き継ぐ。 3 イベントについては、新市移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 4 勤労者住宅融資制度については、廃止の方向で検討する。
東かがわ市	1 融資事業については、引田町の例により調整する。 2 企業誘致事業については、新市に移行後、速やかに調整する。
さぬき市	1 中小企業融資事業については、新市において新たな中小企業融資審査委員会を設置する。 2 預託金については、新市において預託金を設ける。 3 商工業振興審査会については、新市において新たな商工振興審査会を設置する。 4 資金融資事業については、新市において新たな資金融資制度を設ける。 5 温泉・保養施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

協議第38号

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）について

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）については、次のとおりとする。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）

公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。

公営住宅使用料の算定基礎については、新市において速やかに統一する。

住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画については、現行の計画を基本に新市において策定する。

都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。

都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づき新市において策定する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	産業・建設部会
協定項目	22-16 各種事業（建設関係事業）の取扱い その1	関係項目	公営住宅、都市計画
調整内容	<p>公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>公営住宅使用料の算定基礎については、新市において速やかに統一する。</p> <p>住宅マスタープラン及び公営住宅ストック総合活用計画については、現行の計画を基本に新市において策定する。</p> <p>都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>都市計画決定を行った道路、公園及び土地地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づき新市において策定する。</p>		

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>西脇市に699戸、黒田庄町に76戸の公営住宅がある。</p> <p>公営住宅の使用料算定時の係数に差異がある。</p> <p>住宅マスタープラン及び公営住宅総合ストック活用計画について、黒田庄町が住宅マスタープランを、西脇市が公営住宅総合ストック活用計画を策定している。</p> <p>都市計画区域の指定について、西脇市は広域の東播都市計画区域であるが、黒田庄町は、都市計画区域外である。</p> <p>西脇市において、都市計画決定を行った道路、公園及び土地地区画整理事業がある。</p> <p>都市計画マスタープラン及び緑の基本計画について、西脇市において緑の基本計画が策定されている。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>新市において速やかに統一する。</p> <p>新市においてに策定する。</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>新市において策定する。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>公営住宅使用料の算定基礎については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において速やかに統一する。</p> <p>住宅マスタープラン及び公営住宅総合ストック活用計画については、現在の両市町の計画を反映し、新市において策定する。</p> <p>都市計画区域の指定については、現行のまま新市に引き継ぎ、一体的なまちづくりの推進に配慮し、新市において調査研究を行う。</p> <p>都市計画決定を行った道路、公園及び土地地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づいて、新市において策定する。</p>

項 目	現 況					黒 田 庄 町																																																																																																																																																																																		
	西 脇 市																																																																																																																																																																																							
公営住宅概要	(平成16年4月1日現在)					(平成16年4月1日現在)																																																																																																																																																																																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理戸数 699戸</li> <li>・1戸当たり床面積 28.05㎡~104.4㎡</li> <li>・設定家賃 1,600円~72,800円</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理戸数 76戸</li> <li>・1戸当たり床面積 31.10㎡~80.25㎡</li> <li>・設定家賃 3,400円~80,600円</li> </ul>																																																																																																																																																																																		
公営住宅の現況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">建設年度</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃</th> </tr> <tr> <th>最低</th> <th>最高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="11">旭ヶ丘団地</td><td>S30</td><td>木平</td><td>30</td><td>1,600</td><td>4,700</td></tr> <tr><td>S30</td><td>簡耐2</td><td>24</td><td>6,000</td><td>11,200</td></tr> <tr><td>S32</td><td>木平</td><td>10</td><td>1,500</td><td>4,400</td></tr> <tr><td>S33</td><td>木平</td><td>10</td><td>2,000</td><td>5,800</td></tr> <tr><td>S34</td><td>木平</td><td>7</td><td>2,200</td><td>6,400</td></tr> <tr><td>S35</td><td>木平</td><td>9</td><td>2,300</td><td>6,900</td></tr> <tr><td>S35</td><td>木平</td><td>10</td><td>1,900</td><td>5,600</td></tr> <tr><td>S36</td><td>木平</td><td>13</td><td>2,200</td><td>6,400</td></tr> <tr><td>S37</td><td>木平</td><td>10</td><td>2,900</td><td>8,500</td></tr> <tr><td>S37</td><td>木平</td><td>8</td><td>2,500</td><td>7,400</td></tr> <tr><td>S38</td><td>簡耐平</td><td>10</td><td>2,800</td><td>8,200</td></tr> <tr><td>S38</td><td>簡耐平</td><td>10</td><td>2,900</td><td>8,600</td></tr> <tr><td>坂本団地</td><td>S34</td><td>木平</td><td>10</td><td>1,700</td><td>5,100</td></tr> <tr><td>向ヶ丘団地</td><td>S37</td><td>中耐3</td><td>18</td><td>6,800</td><td>18,800</td></tr> <tr><td rowspan="6">日野ヶ丘団地</td><td>S39</td><td>簡耐2</td><td>12</td><td>6,700</td><td>12,200</td></tr> <tr><td>S39</td><td>簡耐平</td><td>18</td><td>2,800</td><td>8,300</td></tr> <tr><td>S40</td><td>簡耐2</td><td>18</td><td>6,800</td><td>12,700</td></tr> <tr><td>S40</td><td>簡耐平</td><td>8</td><td>3,000</td><td>8,800</td></tr> <tr><td>S41</td><td>簡耐平</td><td>10</td><td>3,200</td><td>9,300</td></tr> <tr><td>S41</td><td>簡耐平</td><td>8</td><td>3,200</td><td>9,300</td></tr> <tr><td>S41</td><td>簡耐2</td><td>14</td><td>6,900</td><td>12,900</td></tr> </tbody> </table>					名称	建設年度	構造	戸数	家賃		最低	最高	旭ヶ丘団地	S30	木平	30	1,600	4,700	S30	簡耐2	24	6,000	11,200	S32	木平	10	1,500	4,400	S33	木平	10	2,000	5,800	S34	木平	7	2,200	6,400	S35	木平	9	2,300	6,900	S35	木平	10	1,900	5,600	S36	木平	13	2,200	6,400	S37	木平	10	2,900	8,500	S37	木平	8	2,500	7,400	S38	簡耐平	10	2,800	8,200	S38	簡耐平	10	2,900	8,600	坂本団地	S34	木平	10	1,700	5,100	向ヶ丘団地	S37	中耐3	18	6,800	18,800	日野ヶ丘団地	S39	簡耐2	12	6,700	12,200	S39	簡耐平	18	2,800	8,300	S40	簡耐2	18	6,800	12,700	S40	簡耐平	8	3,000	8,800	S41	簡耐平	10	3,200	9,300	S41	簡耐平	8	3,200	9,300	S41	簡耐2	14	6,900	12,900	<p>[普通町営住宅]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">建設年度</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃</th> </tr> <tr> <th>最低</th> <th>最高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="2">田高団地</td><td>S41</td><td>木平</td><td>10</td><td>3,500</td><td>10,300</td></tr> <tr><td>S42</td><td>木平</td><td>3</td><td>3,600</td><td>10,600</td></tr> <tr><td rowspan="2">津万井団地</td><td>S41</td><td>木平</td><td>5</td><td>3,400</td><td>10,100</td></tr> <tr><td>S42</td><td>木平</td><td>7</td><td>3,600</td><td>10,400</td></tr> <tr><td>前坂南山団地</td><td>S55</td><td>簡耐2</td><td>15</td><td>11,600</td><td>33,600</td></tr> <tr><td>黒田団地</td><td>H14</td><td>高層6</td><td>32</td><td>19,700</td><td>76,700</td></tr> </tbody> </table> <p>[特定公共賃貸町営住宅]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">建設年度</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">家賃</th> </tr> <tr> <th>最低</th> <th>最高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>黒田団地</td><td>H14</td><td>高層6</td><td>4</td><td>63,500</td><td>80,600</td></tr> </tbody> </table>						名称	建設年度	構造	戸数	家賃		最低	最高	田高団地	S41	木平	10	3,500	10,300	S42	木平	3	3,600	10,600	津万井団地	S41	木平	5	3,400	10,100	S42	木平	7	3,600	10,400	前坂南山団地	S55	簡耐2	15	11,600	33,600	黒田団地	H14	高層6	32	19,700	76,700	名称	建設年度	構造	戸数	家賃		最低	最高	黒田団地	H14	高層6	4	63,500	80,600
名称	建設年度	構造	戸数	家賃																																																																																																																																																																																				
				最低	最高																																																																																																																																																																																			
旭ヶ丘団地	S30	木平	30	1,600	4,700																																																																																																																																																																																			
	S30	簡耐2	24	6,000	11,200																																																																																																																																																																																			
	S32	木平	10	1,500	4,400																																																																																																																																																																																			
	S33	木平	10	2,000	5,800																																																																																																																																																																																			
	S34	木平	7	2,200	6,400																																																																																																																																																																																			
	S35	木平	9	2,300	6,900																																																																																																																																																																																			
	S35	木平	10	1,900	5,600																																																																																																																																																																																			
	S36	木平	13	2,200	6,400																																																																																																																																																																																			
	S37	木平	10	2,900	8,500																																																																																																																																																																																			
	S37	木平	8	2,500	7,400																																																																																																																																																																																			
	S38	簡耐平	10	2,800	8,200																																																																																																																																																																																			
S38	簡耐平	10	2,900	8,600																																																																																																																																																																																				
坂本団地	S34	木平	10	1,700	5,100																																																																																																																																																																																			
向ヶ丘団地	S37	中耐3	18	6,800	18,800																																																																																																																																																																																			
日野ヶ丘団地	S39	簡耐2	12	6,700	12,200																																																																																																																																																																																			
	S39	簡耐平	18	2,800	8,300																																																																																																																																																																																			
	S40	簡耐2	18	6,800	12,700																																																																																																																																																																																			
	S40	簡耐平	8	3,000	8,800																																																																																																																																																																																			
	S41	簡耐平	10	3,200	9,300																																																																																																																																																																																			
	S41	簡耐平	8	3,200	9,300																																																																																																																																																																																			
S41	簡耐2	14	6,900	12,900																																																																																																																																																																																				
名称	建設年度	構造	戸数	家賃																																																																																																																																																																																				
				最低	最高																																																																																																																																																																																			
田高団地	S41	木平	10	3,500	10,300																																																																																																																																																																																			
	S42	木平	3	3,600	10,600																																																																																																																																																																																			
津万井団地	S41	木平	5	3,400	10,100																																																																																																																																																																																			
	S42	木平	7	3,600	10,400																																																																																																																																																																																			
前坂南山団地	S55	簡耐2	15	11,600	33,600																																																																																																																																																																																			
黒田団地	H14	高層6	32	19,700	76,700																																																																																																																																																																																			
名称	建設年度	構造	戸数	家賃																																																																																																																																																																																				
				最低	最高																																																																																																																																																																																			
黒田団地	H14	高層6	4	63,500	80,600																																																																																																																																																																																			

		現				況	
項 目		西 脇 市				黒 田 庄 町	
	名称	建設年度	構造	戸数	家賃		
					最低	最高	
	日野ヶ丘団地	S 4 2	簡耐2	1 6	7,100	12,400	
		S 4 3	簡耐平	1 8	3,500	10,100	
		S 4 3	簡耐平	2 0	3,500	10,100	
		S 4 4	簡耐平	1 4	3,900	11,500	
		S 4 5	簡耐2	3 2	8,000	15,000	
		S 4 6	簡耐2	2 4	8,200	16,400	
		S 4 6	簡耐平	8	4,300	12,600	
		S 4 7	簡耐2	1 8	8,300	18,200	
	S 4 8	簡耐2	2 4	8,500	19,000		
	上戸田団地	S 4 7	中耐3	3 0	10,700	23,200	
	高嶋団地	S 5 2	簡耐2	6	11,300	27,100	
	野村団地	S 5 3	中耐3	1 8	16,500	43,200	
	大野団地	S 5 4	簡耐2	6	12,700	31,100	
		S 5 5	中耐3	2 4	15,400	40,300	
		H 2	中耐3	1 8	19,100	53,900	
		H 3	中耐3	1 2	19,900	53,500	
		H 4	中耐3	1 8	20,100	58,000	
	上野団地	S 5 7	中耐3	1 8	18,500	47,400	
殿ヶ丘団地	S 5 9	中耐3	1 8	19,200	49,300		
中畑団地	S 6 3	木2	8	16,500	48,100		
	H元	木2	2	16,500	48,100		
下戸田団地	H 5	中耐5	4 0	20,400	69,100		
	H 9	高層6	4 0	22,100	72,800		
合計			6 9 9				
(平成16年4月1日現在)							



項 目	現 況									
	西 脇 市	黒 田 庄 町								
住宅マスタープラン及び 公営住宅ストック総合活用計画	<p>【名称】西脇市公営住宅ストック総合活用計画  【策定】平成12年度  【期間】平成13年度～平成22年度  【目的】市営住宅の老朽化への対応  少子高齢化への対応  的確な市営住宅の供給</p>	<p>【名称】黒田庄町住宅マスタープラン 元気住まいるプラン  【策定】平成10年度  【期間】平成11年度～平成22年度  【目的】地方定住促進に資する住宅供給  福祉施策と連携した住宅対策の促進  まちづくりに配慮した住宅地開発の誘導</p>								
<p>都市計画区域  （一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域）  市街化区域  （既に市街地を形成している区域。概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域）  市街化調整区域  （原則として市街化を抑制する区域）</p>	<p>【現況】  東播都市計画区域  明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、稲美町、播磨町、社町、滝野町の7市4町からなる広域都市計画区域で、兵庫県が決定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>西 脇 市 域</td> <td>9,644ha</td> </tr> <tr> <td>都 市 計 画 区 域</td> <td>7,804ha</td> </tr> <tr> <td>市 街 化 区 域</td> <td>608ha</td> </tr> <tr> <td>市 街 化 調 整 区 域</td> <td>7,196ha</td> </tr> </table> <p>（平成16年4月1日現在）</p> <p>【計画決定年月日】 昭和46年3月16日</p>	西 脇 市 域	9,644ha	都 市 計 画 区 域	7,804ha	市 街 化 区 域	608ha	市 街 化 調 整 区 域	7,196ha	<p>【現況】  都市計画区域外</p>
西 脇 市 域	9,644ha									
都 市 計 画 区 域	7,804ha									
市 街 化 区 域	608ha									
市 街 化 調 整 区 域	7,196ha									

項 目	現 況																					
	西 脇 市	黒 田 庄 町																				
用途地域	<p>【現 況】</p> <table border="1"> <tr><td>第1種低層住居専用地域</td><td>9.2ha</td></tr> <tr><td>第1種中高層住居専用区域</td><td>5.5ha</td></tr> <tr><td>第2種中高層住居専用区域</td><td>9.7ha</td></tr> <tr><td>第1種住居区域</td><td>7.0ha</td></tr> <tr><td>第2種住居区域</td><td>3.0ha</td></tr> <tr><td>近隣商業地域</td><td>2.1ha</td></tr> <tr><td>商業地域</td><td>7ha</td></tr> <tr><td>準工業地域</td><td>21.1ha</td></tr> <tr><td>工業地域</td><td>1.5ha</td></tr> <tr><td>計</td><td>60.8ha</td></tr> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>	第1種低層住居専用地域	9.2ha	第1種中高層住居専用区域	5.5ha	第2種中高層住居専用区域	9.7ha	第1種住居区域	7.0ha	第2種住居区域	3.0ha	近隣商業地域	2.1ha	商業地域	7ha	準工業地域	21.1ha	工業地域	1.5ha	計	60.8ha	<p>【現 況】</p> <p>用途地域指定なし</p>
第1種低層住居専用地域	9.2ha																					
第1種中高層住居専用区域	5.5ha																					
第2種中高層住居専用区域	9.7ha																					
第1種住居区域	7.0ha																					
第2種住居区域	3.0ha																					
近隣商業地域	2.1ha																					
商業地域	7ha																					
準工業地域	21.1ha																					
工業地域	1.5ha																					
計	60.8ha																					
都市計画道路、公園等	<p>都市計画道路 16路線</p> <p>都市公園 21ヶ所</p> <p>緑 地 3ヶ所</p> <p>土地区画整理事業 高田井土地区画整理事業 野村グリーンヒル土地区画整理事業</p>	<p>都市計画道路 -</p> <p>都市公園 -</p> <p>土地区画整理事業 -</p>																				
緑の基本計画	<p>【名 称】 西脇市緑の基本計画</p> <p>【内 容】 都市緑地法第2条の2に基づき、緑地の適正な保全及び緑化推進に関する措置として、主に都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するための基本計画を定める。</p> <p>【策定年月日】 平成12年6月</p>	<p>【名 称】 -</p> <p>【内 容】 -</p> <p>【策定年月日】 -</p>																				

## 公営住宅関係参考資料

### 1 住宅マスタープランとは

住宅マスタープランとは、都道府県や市町村が、その行政区域内での住宅政策に関する基本的な考え方を「総合的」「体系的」に整理し、実際の住宅施策展開の拠り所とするもので、行政と市民・事業者との連携により達成すべき「目標」や「施策」を定めた計画です。

### 2 公営住宅ストック総合活用計画とは

公営住宅ストック総合活用計画とは、既設公営住宅ストックの効率的な有効活用を前提に建て替え、改善などの各種整備内容、維持管理について定めるもので、この計画を定めなければ国・県等の支援を受けられない。

## 公営住宅関係法令

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

（法律の目的）

第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転賃することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（家賃の決定）

第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第1項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。

4 事業主体は、第1項の規程にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

（入居者の選考等）

第25条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該住宅の入居者を決定しなければならない。

公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）

（家賃の算定方法）

第2条 公営住宅法（以下「法」という。）第16条第1項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額）とする。

公営住宅の存する市町村の立地条件の偏差を表すものとして地価表示法（昭和44年法律第49号）第2条第1項に規定する標準地の同法第6条の規定による公示価格その他の土地の価格を勘案して0.7以上1.6以下で国土交通大臣が市町村ごとに定める数値のうち、当該公営住宅の存する市町村に係るもの

当該公営住宅の床面積の合計（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。）を70平方メートルで除した数値

公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定める数値のうち、当該住宅に係るもの

事業主体が公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して、0.7以上1以下で定める数値

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める額とする。

入居者の収入	123,000円以下の場合	123,000円を超え153,000円以下の場合	153,000円を超え178,000円以下の場合	178,000円を超え200,000円以下の場合	200,000円を超え238,000円以下の場合	238,000円を超え268,000円以下の場合	268,000円を超え322,000円以下の場合	322,000円を超える場合
額	37,100円	45,000円	53,200円	61,400円	70,900円	81,400円	94,100円	107,700円

（近傍同種の住宅の家賃の算定方法）

第3条 法第16条第2項の規定による近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の複成価格（当該住宅の推定再建築費の額から経過年数に応じた減価額を除いた額として国土交通省令で定める方法で算出した価格及びその敷地の時価をいう。第12条第1項において同じ。）に国土交通大臣が定める1年当たりの利回りを乗じた額、償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、貸倒れ及び空家による損失を埋めるための国土交通省令で定める方法で算出した引当金並びに公課の合計を12で除した額とする。

2 前項の償却額は、近傍同種の住宅の建設に要した費用の額から国土交通省令で定める方法で算出した残存価格を控除した額を次の表の上欄各項に定める住宅の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める期間で除した額とする。

住宅	耐火構造の住宅	準耐火構造の住宅	木造の住宅（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅を除く。以下この条及び第12条第1項において同じ。）
期間	70年	45年	30年

3 第1項の修繕費及び管理事務費は、次の表の上欄各項に定める住宅について国土交通省令で定める方法で算出した推定再建築費の額に、修繕費にあつては中欄各項に定める率を、管理事務費にあつては下欄各項に定める率をそれぞれ乗じた年額とする。

住 宅	耐火構造の住宅	準耐火構造の住宅	木造の住宅
修繕費の率	1.2 / 100	1.5 / 100	2.2 / 100
管理事務費の率	0.15 / 100	0.2 / 100	0.31 / 100

4 第1項の損害保険料は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2の規定により、事業主体である地方公共団体の利益を代表する全国的な公益法人が行う火災による損害に対する相互救済事業の事業費の負担率により算出した額の範囲内で定める年額とする。

（入居者の選考基準）

第7条 法第25条第1項の規定による入居者の選考は、条例で定めるところにより、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの公営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号の一に該当する者のうちから行うものとする。

住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者

前各項に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

#### 公営住宅関係先進事例

市町村名	調 整 の 方 針
加東市 （予定）	1 公営住宅については、現行のとおり新市へ引き継ぐ。ただし、家賃については、合併後速やかに調整する。 2 入居者の募集方法、選定方法については、合併後速やかに調整する。
洲本五色市 （予定）	住宅使用料の算定基礎については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
鹿島市・太良町 （予定）	公営住宅整備事業は、快適な生活環境都市建設の一環として定住化促進や社会福祉増進等に資するため、需要と供給のバランスを考慮し、計画的な整備を促進する。 (1) 鹿島市と太良町の公営住宅は、現行のとおりと新市へ引き継ぐ。 (2) 合併後の鹿島地区の住宅使用料は、現行のとおりとし、太良地区の住宅使用料は、現行の鹿島市の算定基準を基本に調整する。 (3) 公営住宅への入居選考方法は、現行の太良町の選考要領を基本に「公開抽選方式」とし、合併時まで調整し統合する。 (4) 継続中の公営住宅整備事業は、新市へ引き継ぎ、新たな公営住宅整備事業は、現行の鹿島市と太良町の整備計画を踏まえ、新市において「住宅マスタープラン」を策定し、計画的に整備する。

## 都市計画関係参考資料

### 1 都市計画マスタープランとは

平成4年の都市計画法の改正により、市町村自らが定める都市計画のマスタープランとして「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（いわゆる都市計画マスタープラン）が創設されました。

この都市計画マスタープランは、産業、社会構造の急速な変化、そして、少子高齢化や人々の価値観・生活様式の多様化など社会の大きな流れに対応して、「まち」をゆとりと豊かさが真に実感できる場として整備し、快適で望ましい将来都市像に向けたまちづくりを進めるために、市町村の総合計画や都道府県が定める整備・開発又は保全の方針に即して、住民との合意形成を図りながら都市整備の目標を明らかにするものです。

### 2 緑の基本計画とは

都市緑地保全法に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことを緑の基本計画といいます。

この計画は、市町村が緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、緑化の目標とそれを実現するための施策等を盛り込んだ計画です。

策定にあたっては、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園緑地の整備、そのまちの緑全般についての将来あるべき姿とそれを実現するための施策を市民や企業と協働で創りあげていくものです。

## 都市計画関係法令

都市計画法（昭和43年法律第100号）

（都市計画の基本理念）

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

（都市計画区域）

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

都市計画の目標

次条第1項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第18条の2 市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）

（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）

第2条の2 市町村は、都市における緑地（樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。以下同じ。）の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

都市計画関係先進事例

市町村名	調整の方針
加東市 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画区域指定については、一体的なまちづくりを行うため、新市において速やかに調査研究を行い調整する。</li> <li>2 現在施工中の事業並びに都市計画決定を行った道路、公園及び土地区画整理事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>3 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市の総合計画に基づいて、現行の計画をベースに新市において策定する。</li> </ol>
洲本五色市 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</li> <li>2 都市計画の用途地域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。</li> <li>3 都市公園占用料については、現行のとおりとする。</li> </ol>
朝来市 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>5 都市計画に関すること                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 和田山都市計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。 新たな都市計画の決定については、新市において検討する。</li> <li>(2) 事業費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>(3) 都市計画マスタープランについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>(4) 都市計画審議会については、合併後速やかに再編する。</li> </ol> </li> </ol>

協議第39号

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）について

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）については、次のとおりとする。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）

上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

簡易水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。

水道料金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。

給水加入分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。

平成 年 月 日確認



西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

協定項目	22-17 各種事業(上下水道事業)の取扱い その1	関係項目	専門部会名 上下水道部会
調整内容	上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 簡易水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 水道料金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。 給水加入分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。 検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。		

現 西 脇 市				況 黒 田 庄 町				調整方針																																																																																																																							
1 上水道事業 (1) 施設及び業務の概況				1 上水道事業 (1) 施設及び業務の概況					上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>単 位</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施</td> <td>行政区域内人口</td> <td>人</td> <td>38,373</td> </tr> <tr> <td>計画給水人口</td> <td>人</td> <td>37,980</td> </tr> <tr> <td>年度末給水人口</td> <td>人</td> <td>35,649</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水</td> <td rowspan="2">源</td> <td>種 類</td> <td>地下水</td> </tr> <tr> <td>取水能力</td> <td>m<sup>3</sup>/日 15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設</td> <td rowspan="3">管延長</td> <td>導水管</td> <td>km 3.61</td> </tr> <tr> <td>送水管</td> <td>km 4.93</td> </tr> <tr> <td>配水管</td> <td>km 212.40</td> </tr> <tr> <td>浄水場</td> <td>ヶ所</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>配水池</td> <td>ヶ所</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">業</td> <td>配水能力</td> <td>m<sup>3</sup>/日</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td>年間総配水量</td> <td>km<sup>3</sup></td> <td>4,637</td> </tr> <tr> <td>1日平均配水量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>12,704</td> </tr> <tr> <td>年間給水量</td> <td>km<sup>3</sup></td> <td>3,946.52</td> </tr> <tr> <td>1日平均給水量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>10,812</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">務</td> <td>有収率</td> <td>%</td> <td>85.1</td> </tr> <tr> <td>供給単価</td> <td>円</td> <td>169.76</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>円</td> <td>161.62</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年3月31日現在</p>				項	目	単 位	平成14年度	施		行政区域内人口	人	38,373	計画給水人口	人	37,980	年度末給水人口	人	35,649	水	源	種 類	地下水	取水能力	m <sup>3</sup> /日 15,200	設	管延長	導水管	km 3.61	送水管	km 4.93	配水管	km 212.40	浄水場	ヶ所	1	配水池	ヶ所	11	業	配水能力	m <sup>3</sup> /日	15,200	年間総配水量	km <sup>3</sup>	4,637	1日平均配水量	m <sup>3</sup>	12,704	年間給水量	km <sup>3</sup>	3,946.52	1日平均給水量	m <sup>3</sup>	10,812	務	有収率	%	85.1	供給単価	円	169.76	給水原価	円	161.62	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>単 位</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施</td> <td>行政区域内人口</td> <td>人</td> <td>7,887</td> </tr> <tr> <td>計画給水人口</td> <td>人</td> <td>8,500</td> </tr> <tr> <td>年度末給水人口</td> <td>人</td> <td>7,753</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水</td> <td rowspan="2">源</td> <td>種 類</td> <td>地下水</td> </tr> <tr> <td>取水能力</td> <td>m<sup>3</sup>/日 4,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設</td> <td rowspan="3">管延長</td> <td>導水管</td> <td>km 0.177</td> </tr> <tr> <td>送水管</td> <td>km 2.21</td> </tr> <tr> <td>配水管</td> <td>km 69.716</td> </tr> <tr> <td>浄水場</td> <td>ヶ所</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>配水池</td> <td>ヶ所</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">業</td> <td>配水能力</td> <td>m<sup>3</sup>/日</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>年間総配水量</td> <td>km<sup>3</sup></td> <td>823</td> </tr> <tr> <td>1日平均配水量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>2,255</td> </tr> <tr> <td>年間給水量</td> <td>km<sup>3</sup></td> <td>760</td> </tr> <tr> <td>1日平均給水量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>2,082</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">務</td> <td>有収率</td> <td>%</td> <td>88.3</td> </tr> <tr> <td>供給単価</td> <td>円</td> <td>227.30</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>円</td> <td>226.82</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年3月31日現在</p>				項	目	単 位	平成14年度	施	行政区域内人口	人	7,887	計画給水人口	人	8,500	年度末給水人口	人	7,753	水	源	種 類	地下水	取水能力	m <sup>3</sup> /日 4,500	設	管延長	導水管	km 0.177	送水管	km 2.21	配水管	km 69.716	浄水場	ヶ所	2	配水池	ヶ所	3	業	配水能力	m <sup>3</sup> /日	4,500	年間総配水量	km <sup>3</sup>	823	1日平均配水量	m <sup>3</sup>	2,255	年間給水量	km <sup>3</sup>	760	1日平均給水量	m <sup>3</sup>	2,082	務	有収率	%	88.3	供給単価	円	227.30	給水原価	円
項	目	単 位	平成14年度																																																																																																																												
施	行政区域内人口	人	38,373																																																																																																																												
	計画給水人口	人	37,980																																																																																																																												
	年度末給水人口	人	35,649																																																																																																																												
水	源	種 類	地下水																																																																																																																												
		取水能力	m <sup>3</sup> /日 15,200																																																																																																																												
設	管延長	導水管	km 3.61																																																																																																																												
		送水管	km 4.93																																																																																																																												
		配水管	km 212.40																																																																																																																												
浄水場	ヶ所	1																																																																																																																													
配水池	ヶ所	11																																																																																																																													
業	配水能力	m <sup>3</sup> /日	15,200																																																																																																																												
	年間総配水量	km <sup>3</sup>	4,637																																																																																																																												
	1日平均配水量	m <sup>3</sup>	12,704																																																																																																																												
	年間給水量	km <sup>3</sup>	3,946.52																																																																																																																												
	1日平均給水量	m <sup>3</sup>	10,812																																																																																																																												
務	有収率	%	85.1																																																																																																																												
	供給単価	円	169.76																																																																																																																												
	給水原価	円	161.62																																																																																																																												
項	目	単 位	平成14年度																																																																																																																												
施	行政区域内人口	人	7,887																																																																																																																												
	計画給水人口	人	8,500																																																																																																																												
	年度末給水人口	人	7,753																																																																																																																												
水	源	種 類	地下水																																																																																																																												
		取水能力	m <sup>3</sup> /日 4,500																																																																																																																												
設	管延長	導水管	km 0.177																																																																																																																												
		送水管	km 2.21																																																																																																																												
		配水管	km 69.716																																																																																																																												
浄水場	ヶ所	2																																																																																																																													
配水池	ヶ所	3																																																																																																																													
業	配水能力	m <sup>3</sup> /日	4,500																																																																																																																												
	年間総配水量	km <sup>3</sup>	823																																																																																																																												
	1日平均配水量	m <sup>3</sup>	2,255																																																																																																																												
	年間給水量	km <sup>3</sup>	760																																																																																																																												
	1日平均給水量	m <sup>3</sup>	2,082																																																																																																																												
務	有収率	%	88.3																																																																																																																												
	供給単価	円	227.30																																																																																																																												
	給水原価	円	226.82																																																																																																																												

現 況		調整方針																																																																		
西 脇 市	黒 田 庄 町																																																																			
(2) 給水区域 西脇、下戸田、上野、上戸田、津万、嶋、大垣内、寺内、西嶋、蒲江、坂本、大野、小坂町、郷瀬町、富田町、日野町、富吉南町、富吉上町、前島町、西田町、市原町、大木町、野中町、羽安町、野村町、野村町茜が丘、和布町、高松町、板波町、平野町、谷町、和田町、高田井町、比延町、上比延町、中畑町、住吉町、鹿野町、塚口町、高嶋町、堀町		(2) 給水区域 喜多、大門、津万井、福地、岡、門柳、大伏、西澤、石原、田高、船町、小苗、黒田、前坂																																																																		
2 簡易水道事業 (1) 施設及び業務の概況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>単 位</th> <th>平成14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施</td> <td>行政区域内人口</td> <td>人</td> <td>38,373</td> </tr> <tr> <td>計画給水人口</td> <td>人</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>年度末給水人口</td> <td>人</td> <td>2,272</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水</td> <td>種 類</td> <td></td> <td>地下水</td> </tr> <tr> <td>取水能力</td> <td>m<sup>3</sup>/日</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設</td> <td>導水管</td> <td>km</td> <td>1.63</td> </tr> <tr> <td>送水管</td> <td>km</td> <td>1.38</td> </tr> <tr> <td>配水管</td> <td>km</td> <td>22.52</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浄水場</td> <td>ヶ所</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配水池</td> <td>ヶ所</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">業</td> <td>配水能力</td> <td>m<sup>3</sup>/日</td> <td>580</td> </tr> <tr> <td>年間総配水量</td> <td>km<sup>3</sup></td> <td>244.23</td> </tr> <tr> <td>1日平均配水量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>669.1</td> </tr> <tr> <td>年間給水量</td> <td>km<sup>3</sup></td> <td>242.77</td> </tr> <tr> <td>1日平均給水量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>665.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">務</td> <td>有収率</td> <td>%</td> <td>99.4</td> </tr> <tr> <td>供給単価</td> <td>円</td> <td>163.00</td> </tr> <tr> <td>給水原価</td> <td>円</td> <td>149.37</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年3月31日現在</p>			項 目		単 位	平成14年度	施	行政区域内人口	人	38,373	計画給水人口	人	2,700	年度末給水人口	人	2,272	水	種 類		地下水	取水能力	m <sup>3</sup> /日	580	設	導水管	km	1.63	送水管	km	1.38	配水管	km	22.52		浄水場	ヶ所	1		配水池	ヶ所	2	業	配水能力	m <sup>3</sup> /日	580	年間総配水量	km <sup>3</sup>	244.23	1日平均配水量	m <sup>3</sup>	669.1	年間給水量	km <sup>3</sup>	242.77	1日平均給水量	m <sup>3</sup>	665.1	務	有収率	%	99.4	供給単価	円	163.00	給水原価	円	149.37	2 簡易水道事業  簡易水道施設なし
項 目		単 位	平成14年度																																																																	
施	行政区域内人口	人	38,373																																																																	
	計画給水人口	人	2,700																																																																	
	年度末給水人口	人	2,272																																																																	
水	種 類		地下水																																																																	
	取水能力	m <sup>3</sup> /日	580																																																																	
設	導水管	km	1.63																																																																	
	送水管	km	1.38																																																																	
	配水管	km	22.52																																																																	
	浄水場	ヶ所	1																																																																	
	配水池	ヶ所	2																																																																	
業	配水能力	m <sup>3</sup> /日	580																																																																	
	年間総配水量	km <sup>3</sup>	244.23																																																																	
	1日平均配水量	m <sup>3</sup>	669.1																																																																	
	年間給水量	km <sup>3</sup>	242.77																																																																	
	1日平均給水量	m <sup>3</sup>	665.1																																																																	
務	有収率	%	99.4																																																																	
	供給単価	円	163.00																																																																	
	給水原価	円	149.37																																																																	
(2) 給水区域 落方町、明楽寺町、水尾町、岡崎町、上王子町、合山町、出会町、																																																																				

現 況		調整方針
西 脇 市	黒 田 庄 町	
八坂町		



現 況		調整方針																															
西 脇 市	黒 田 庄 町																																
5 加入分担金		給水加入分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>250,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>800,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,700,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>4,900,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>8,700,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(税抜き)</p>	メーターの口径		金 額	13mm	60,000円	20mm	100,000円	25mm	250,000円	40mm	800,000円	50mm	1,700,000円	75mm	4,900,000円	100mm	8,700,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>950,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>2,200,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm以上</td> <td>そのつど町長が定める</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(税抜き)</p>	メーターの口径	金 額	13mm	45,000円	20mm	130,000円	25mm	200,000円	40mm	600,000円	50mm	950,000円	75mm	2,200,000円	100mm以上
メーターの口径	金 額																																
13mm	60,000円																																
20mm	100,000円																																
25mm	250,000円																																
40mm	800,000円																																
50mm	1,700,000円																																
75mm	4,900,000円																																
100mm	8,700,000円																																
メーターの口径	金 額																																
13mm	45,000円																																
20mm	130,000円																																
25mm	200,000円																																
40mm	600,000円																																
50mm	950,000円																																
75mm	2,200,000円																																
100mm以上	そのつど町長が定める																																
6 検針及び料金徴収		検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。																															
<p>(1) 検 針 隔月(奇数月に行う地区と偶数月に行う地区とに分けて実施)</p> <p>(2) 納付書発行日 隔月 1日</p> <p>(3) 納 期 限 隔月 月末</p> <p>(4) 口座振替 隔月 15日</p>	<p>(1) 検 針 毎月</p> <p>(2) 納付書発行日 毎月 9日</p> <p>(3) 納 期 限 毎月 21日</p> <p>(4) 口座振替 毎月 19日</p>																																

先進事例

市町村名	合併関係市町村	調整の方針
篠山市	今田町 篠山町 西紀町 丹南町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道事業会計は統一を図り、使用料については篠山町の例による。</li> <li>2. 水道給水区域については、現行のとおりとする。</li> <li>3. 水道給水にかかる新規加入金等については、西紀町の例によるものとし、臨時給水にかかる費用については、丹南町及び今田町の例による。</li> <li>4. 開発にかかる給水協力金については、合併時に調整する。</li> </ol>
養父市	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上水道施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>2. 簡易水道施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>3. 加入金については、八鹿町の例による。</li> <li>4. 使用料については、新市に移行後、5年を目途に随時調整する。</li> </ol>
朝来市 (予定)	生野町 和田山町 山東町 朝来町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 量水器の取扱いについては、合併時に和田山町、山東町、朝来町の制度に統合する。</li> <li>2. 上水道、簡易水道の水道使用料については、和田山町の制度を基に口径別料金制、段階別従量制を採用し、合併時に次のとおり統一する。ただし、水道事業の健全な運営を図るため、合併後3年目から順次水道料金の見直しを行う。</li> <li>3. 給水加入金については、合併時に和田山町の制度に統合する。</li> <li>4. 検針時期及び料金請求月については、合併時から毎月検針、翌月請求とし、漏水の早期発見に努める。検針日については合併時まで調整する。</li> </ol>
加東市 (予定)	社町 滝野町 東条町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給水区域及び事業計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、新たに事業認可を受ける。</li> <li>2. 上水道事業会計については、合併時に統合する。</li> <li>3. 料金体系については、合併時に従量制の新しい料金体系を構築する。 休止料金は廃止し、開栓手数料は徴収するがメーター使用料は徴収しない。 料金等の減免及び軽減規定については、統一する。 検針については、2ヵ月毎とし、納付書の発効日は15日、納期限は月末とする。</li> <li>4. 加入分担金及び工事負担金については、合併時に統一する。ただし、工事負担金のうち水源開発負担金については、合併時に廃止する。</li> </ol>

協議第40号

各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについて

各種事業（社会福祉協議会）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（社会福祉協議会）の取扱い
<p>社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。</p> <p>社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。</p>
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	22-21 各種事業（社会福祉協議会）の取扱い	関係項目	社会福祉協議会
調整内容	社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。 社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。		

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
各市町にそれぞれ社会福祉協議会があり、委託及び補助している事業等について差異がある。	合併時に統合できるよう調整する。	社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。 社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。



		現 況	
項 目		西 脇 市	黒 田 庄 町
名 称		社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会	社会福祉法人 黒田庄町社会福祉協議会
所 在 地		西脇市和布町277番地の1 (西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館内)	黒田庄町前坂2140番地 (黒田庄町地域福祉コミュニティ創造センター内)
役 員		理事16名、監事2名	理事10名、監事2名
評 議 員		40名	22名
設 立 年 月 日		昭和46年3月15日(認可 昭和46年3月15日)	昭和54年5月16日(認可 昭和54年3月10日)
【市町委託事業】		障害者移動支援事業	福祉タクシー券発行事業(障害者)
		高齢者移動支援事業	福祉タクシー券発行事業(高齢者)
		電動ベツレンタルサービス事業	福祉送迎車運行事業
		障害児ふれあい事業	給食サービス事業
		訪問理髪サービス事業	軽度生活援助事業
		地域ふれあいいきいきサロン運営事業	生きがい活動通所支援事業
		高齢者住宅改造助成事業	福祉センター管理運営事業
		家族介護者支援事業	
		手話奉仕員派遣事業	
		高齢者外出支援事業	
		声の広報発行事業	
		総合福祉センター管理事業	
【県社協委託事業】		民生委員互助事業	民生委員互助事業
		福祉サービス利用援助事業	福祉サービス利用援助事業
		まちの子育てひろば事業	まちの子育てひろば事業
		生活福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付事業
		離職者支援資金貸付事業	離職者支援資金貸付事業
【市町補助事業】		事務局運営費	一般事務費補助金
		専門員設置費	福祉活動専門員設置費
		社会福祉事業	精神障害者居宅介護事業
		福祉団体育成事業	ふれあい郵便事業(福祉基金運用益)
		地域福祉活動事業	市町ボランティア活動支援事業
		ひとり暮らし高齢者会食サービス事業	
		給食サービス事業	

現		況
項	目	西 脇 市
		黒 田 庄 町
	福祉サービス利用援助事業	
	市町ボランティア活動支援事業	
	ボランティアセンター職員設置費	
	ボランティアセンター活動推進事業	
	社協マイクロバス運行管理事業	
【県社協補助事業】	ボランティア災害共済運営事業	ボランティア災害共済運営事業
【国庫補助事業】		ふれあいのまちづくり事業
【独自事業】	西脇市福祉資金貸付事業	黒田庄町社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業
	心配ごと相談事業	心配ごと福祉相談事業
	福祉機器貸出事業	福祉機器貸出事業
	ふれあいいいきサロン運営事業	福祉サービス利用者評価支援事業
	友愛訪問事業	介護用品のあっせん
	福祉施設助成事業	理髪サービス券発行事業
	ボランティアのつどい	福祉バスの運行管理
	慶祝訪問事業	
【介護保険事業】		訪問介護事業
		訪問入浴介護事業
【支援費居宅介護等事業】		支援費居宅介護事業（身障、知的、児童）
【その他】	西脇市善意銀行の運営	黒田庄町善意銀行の運営
	西脇市共同募金委員会（共同募金活動への協力）	黒田庄町共同募金委員会（共同募金活動への協力）
		団体活動支援

## 関係法令

### 地方自治法

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

### 市町村の合併の特例に関する法律

#### 第16条

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

### 社会福祉法

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の5分の1を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

先進事例

新市名	調整の内容
篠山市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら統合を含めて調整する。</li> <li>2 事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整する。</li> </ol>
東かがわ市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉協議会の事情を尊重しながら統合を含めて調整に努める。</li> <li>2 事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら調整に努める。</li> </ol>
丹波市 (予定)	社会福祉協議会については、事務所の貸付等現行の条件で新市に引き継ぐ。
洲本五色市 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉協議会については、社会福祉法に基づき新市発足までに統合できるよう調整に努める。</li> <li>2 事業委託等については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら、新市発足までに調整する。</li> </ol>
朝来市 (予定)	社会福祉協議会への委託事業及び補助事業については、地域福祉の推進に向け住民が安心して暮らせるよう詳細な協議を行い、合併時までに調整する。
加東市 (予定)	<p>3町の社会福祉協議会については、新市発足に合わせて統合できるよう調整する。</p> <p>新市から社会福祉協議会への事業委託及び補助については、協議会の事情を尊重し、合併時に調整する。</p>